## 育 公

## 三重県教育委員会

目 次

平成18年改正給与条例附則第7項から第9項までの規定による給料に お知らせ

> 公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則 ......福利・給与室 1頁

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する

規則 ....................福利・給与室 2頁

お 知 ら せ

平成23年3月29日付け三重県公報第2278号に教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号) の規定に基づき、平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改 正する規則をここに公布します。

平成二十三年三月二十九日

三重県人事委員会委員長 飯田 俊 三重県教育委員会委員長 清 水 需

三重県人事委員会規則

三重県教育委員会規則

平成十八年改正給与条例附則第七頃から第九頃までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則 三重県教育委平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則(平成十八年三重県入事委三重県人事委

員会規則第八号)の一部を次のように改正する。員会規則

第二条中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第三条第二項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第四条第一項中「前条第二項第七号」を「前条第二項第六号」に、「同項第七号」を「同項第六号」に改め、 同項第一号から第三号までの規定中「第六号」を「第五号」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五 号とし、同条第二項中「相当する額」の下に「(給与条例附則第十二項の規定により給与が減ぜられて支給され る職員にあっては、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額)」を加える。

第五条第一項中「第三条第二項第七号」を「第三条第二項第六号」に改める。

密温

この規則は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号) の規定に基づき、公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十三年三月二十九日

教育公報 号 外 平成23年3月29日発行 三重県人事委員会委員長 飯 田 簑 同 三重果教育委員会委員長 清 水 黑 三重県教育委員会規則 公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則 |二重県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正す公立学校職員の地域手当に関する規則(平成十八年|三重県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正す 附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の項番号を削る。 附則別表を削る。 金宝 この規則は、公布の日から施行する。 三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号) の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。 平成二十三年三月二十九日 三重 黑人事 委員会 委員長 飯田 俊 同 三重県教育委員会委員長 清 水 黑 . \_ 第三号三重県人事委員会規則 三重県教育委員会規則 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 |三重県教育委員会規則 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則(昭和三十年||三重県人事委員会規則第四号)の一部を次の||三重県人事委員会規則 ように改正する。 第十二条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。 第十三条第七項、第十三条の二第一項及び第三項並びに第十三条の四第三項中「第十二条第七項」を「第十二 条第六項」に改める。 別表第二中 「熊野市立西山中学校 「南全婁郡御浜町立尾呂 南牟婁郡紀宝町立矢渕中学校浅里分校」を「熊野市立西山中学校」に、 南牟婁郡紀宝町立浅里 」・「「南牟婁郡御浜町立尾呂志学園小学校」に改め、同表備考中「平成二十二年四月一日」を「平」。「「 志学園小学校 成二十三年四月一日」に改める。 **附則第三項中「仁規定する特定職員」を「の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(地公法第二十** 八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員を除く。)のうち、その職務の級が条例 附則第十二項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者」に改める。 金宝 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

発 行津市広明町13番地重県教育委員会

印刷 利有限会社第一プリント社